

写

建指第488号
令和5年(2023年)7月5日



(一社) 茨城県建築士会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長
(公 印 省 略)

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル社会の実現に向けた重点計画に関する各種通知について（通知）

このことについて、国土交通省住宅局建築指導課長より通知がありましたので、写しを送付します。

つきましては、貴会員への周知をお願いいたします。

送付図書

- ・令和5年7月3日付け国住指第145号(建築士事務所登録の際の要件について(技術的助言))
- ・令和5年7月3日付け国住指第147号(標識の掲示及び書類の閲覧について(技術的助言))

【担当】

茨城県土木部都市局建築指導課
監察・免許 G 鈴木
TEL : 029-301-4727



国住指第 147 号
令和 5 年 7 月 3 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

標識の掲示及び書類の閲覧について（技術的助言）

平素より建築行政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、往訪閲覧・縦覧等のアナログ規制の見直しについて集中改革期間（令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間）にスピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。

これをうけ、往訪閲覧・縦覧に係る規制のうち、①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 24 条の 5 に基づく標識の掲示、②同法第 24 条の 6 に基づく書類の閲覧に関する運用を整理いたしましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の建築士事務所に対し、この旨周知願います。

記

① 建築士法第 24 条の 5 において、建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において公衆の見やすい場所に国土交通省令で定める標識を掲げなければならないと規定されているところですが、近年の IT 技術の進展による情勢を踏まえ、消費者の利便性の向上のため、ホームページ等インターネット上でも同様の内容を公開するようお願ひいたします。

なお、ホームページ等インターネット上の公開を義務付ける趣旨ではないこと、また、ホームページ等インターネット上に公開したことをもって、建築士法第 24 条の 5 における掲示の義務が果たされるものではないことについてご留意ください。

② 建築士法第 24 条の 6 において、建築士事務所の開設者は、業務実績を記載した書類等を当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならないと規定されているところですが、①の趣旨から、設計等を委託しようとする者の求めに応じてメール等での提供を行うようお願い致します。

以上



国住指第 145 号
令和 5 年 7 月 3 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築士事務所登録の際の要件について（技術的助言）

平素より建築行政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、往訪閲覧・縦覧等のアナログ規制の見直しについて集中改革期間（令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間）にスピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。

これをうけ、常駐・専任に係る規制のうち、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく建築士事務所の都道府県知事への登録の際の要件につきまして、「建築士事務所登録の際の要件について（技術的助言）（令和 3 年 3 月 12 日国住指第 4330 号）」にて通知をしたところですが、その取扱いにつきまして、下記のとおり補足いたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村及び関係者に対しても、この旨周知願います。

記

「建築士事務所登録の際の要件について（技術的助言）（令和 3 年 3 月 12 日国住指第 4330 号）」において、「同一都道府県内に複数の業務拠点を設ける場合において、それぞれで設計等を業として行おうとする際には、それぞれの業務拠点に専任の管理建築士を配置し、その業務を管理できるようにしたうえで建築士事務所として登録することが必要ですが、設計等を業として行う一の業務拠点に全ての建築士を所属させ、当該業務拠点に配置された専任の管理建築士がその業務を管理する際には、当該業務拠点を建築士事務所登録することで対応可能」としているところ、本取り扱いにつきましては、都道府県内に限らず同様である旨補足します。

なお、上記の場合においても当然にして専任の管理建築士が建築士法第 24 条第 3 項及び第 4 項に定める管理の業務を行うことが必要であり、この義務を十分に満たさない場合、建築士法第 10 条に基づく懲戒の対象となり得ることを申し添えます。

(参考資料)

建築士事務所登録の際の要件について（技術的助言）（令和3年3月12日国住指第4330号）



国住指第4330号
令和3年3月12日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

建築士事務所登録の際の要件について（技術的助言）

平素より建築行政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月22日 第9回規制改革推進会議）において、「国土交通省は、建築士法第23条に基づく建築士事務所の都道府県知事への登録について、同一都道府県内に複数の業務拠点を設けようとする場合等において、合理的な登録が可能となるよう要件を整理し、関係者に周知する」旨が示されたことを受け、下記のとおり建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく建築士事務所の都道府県知事への登録の際の要件を整理いたしましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村及び関係者に対しても、この旨周知願います。

記

建築士法第23条第1項において、一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない旨規定されています。また、登録にあたっては、建築士法第24条第3項各号に掲げる建築士事務所の技術的事項の総括等を行い、建築士事務所の業務を適切に管理するため、専任の管理建築士を配置する旨規定されています。

本規定に基づき、同一都道府県内に複数の業務拠点を設ける場合において、それぞれで設計等を業として行おうとする際には、それぞれの業務拠点に専任の管理建築士を配置し、その業務を管理できるようにしたうえで建築士事務所として登録することが必要ですが、設計等を業として行う一の業務拠点に全ての建築士を所属させ、当該業務拠点に配置された専任の管理建築士がその業務を管理する際には、当該業務拠点を建築士事務所登録するこ

とで対応可能です。

特に、近年のＩＴ技術やテレワークの進展等により、建築士事務所に所属する建築士の設計等について、遠隔地から実施できる場合もあることから、建築士事務所登録の運用にあたっては建築士事務所において、専任の管理建築士がその業務を適正に管理できるかどうかをとらえることが重要です。

なお、建築士事務所には、専任の管理建築士を置かなければならぬと規定されておりますが、当該規定について、これまでどおり兼任を行うことは認められませんが、テレビ会議等を用いて適切に管理が行えるのであれば、常駐については要しないものとして差し支えないことを申し添えます。

以上